## 第**84**回

### 定時株主総会 招集ご通知

#### 日 時

令和3年6月16日(水曜日)午前10時

#### 場所

東京都新宿区西新宿二丁目4番1号 新宿NSビル30階 NSスカイカンファレンス ホールA・B (末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

書面またはインターネットによる議決権行使期限 令和3年6月15日(火曜日)午後5時まで

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主総会当日のご来場は極力お控えいただき、 書面またはインターネットにより事前に議決 権を行使いただくようお願い申しあげます。

#### 目次

招集ご通知	
株主総会参	考書類 5
第1号議案	定款一部変更の件
第2号議案	第三者割当によるA種種類株式およ
	びB種種類株式発行の件
第3号議案	取締役8名選任の件
事業報告 …	31
連結計算書類	類47
	49
監査報告書	51

#### KNT-CTホールディングス株式会社

(証券コード 9726)

#### 株 主 各 位

東京都新宿区西新宿二丁目6番1号

KNT-CTホールディングス株式会社 取締役社長米田昭正

#### 第84回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第84回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。なお、本株主総会における新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、株主の皆さまには、株主総会当日のご来場を極力お控えいただき、書面またはインターネットによる議決権行使を行っていただくようご推奨申しあげます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、令和3年6月15日(火曜日)午後5時までに議決権を行使いただきたくお願い申しあげます。

敬具

記

- **1. 日 時** 令和3年6月16日(水曜日)午前10時
- 2. 場 所 東京都新宿区西新宿二丁目 4 番 1 号 新宿NSビル30階 NSスカイカンファレンス ホールA・B
- 3. 目的事項

報告事項 1. 第84期 (令和2年4月1日から) 事業報告の内容、連結計算書類の 内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告 の件

2. 第84期 (令和 2 年 4 月 1 日から) 計算書類の内容報告の件

#### 決議事項

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 第三者割当によるA種種類株式およびB種種類株式発行の件

第3号議案 取締役8名選任の件

#### 4. その他本招集ご通知に関する事項

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、事業報告の「業務の適正を確保するための体制およびその運用状況の概要」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」ならびに計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」につきましては、法令および定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト(https://www.kntcthd.co.jp/ir/soukai.html) に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。

なお、本招集ご通知に添付しております事業報告、連結計算書類および計算書類は、会計 監査人および監査役が会計監査報告および監査報告の作成に際して監査した事業報告、連結 計算書類および計算書類の一部であります。

以上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
- 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類の内容について修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- 株主総会当日の新型コロナウイルスの感染拡大状況に応じ、当社は必要な感染防止策を行います。なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、上記の当社ウェブサイトでお知らせいたしますのでご確認ください。

#### 議決権行使のご案内

後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権の行使をお願い申しあげます。 議決権の行使には以下の3つの方法がございます。

#### 1. 議決権の行使方法について

#### 株主総会にご出席いただく場合



同封の議決権行使書用紙を株主総会当日に会場受付にご提出ください。

開催日時 令和3年6月16日 (水曜日) 午前10時

#### 書面により行使いただく場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

令和3年6月15日 (火曜日) 午後 5 時到着分まで

#### インターネットにより行使いただく場合



当社指定の議決権行使サイト(https://evote.tr.mufg.jp/)にアクセスいただき、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 令和3年6月15日 (火曜日) 午後 5 時行使分まで

詳細は、次ページ「インターネットによる議決権行使のご案内」をご覧ください。

#### 2. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い

- (1) 書面と電磁的方法(インターネット)により重複して議決権を行使された場合は、電磁的方法により行使された議決権の内容を有効とさせていただきます。
- (2) 電磁的方法により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された議決権の内容を有効とさせていただきます。

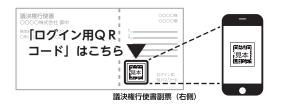
#### ■■インターネットによる議決権行使のご案内

パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から当社の指定する議決権行使サイト (https://evote.tr.mufg.jp/) にアクセスしていただき、令和3年6月15日 (火曜日) 午後5時までに、賛否をご入力いただくことによって行使可能です。なお、当日ご出席の場合は、議決権行使書のご郵送またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

#### QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のQRコードをスマートフォンで読み取ってログインいただくことで、ログインID・仮パスワードの入力が不要になります。

1. 同封の議決権行使書用紙に記載された「ログイン用QRコード」を読み取ってください。



- 2. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ※QRコードを利用したログインは1回に限り可能です。

2回目以降のログインの際は、右記の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」のご案内に従ってログインしてください。

#### ログインID・仮パスワードを入力する方法

#### 議決権行使サイト (https://evote.tr.mufg.jp/)

- 1. パソコン、スマートフォンまたは携帯電話から、上記の議決権行使サイトにアクセスしてください。
- 2. 議決権行使書用紙に記載された「ログイン ID」および「仮パスワード」をご入力くださ い。

# 「ログインID・仮パスワード」を入力 ログイン I D・仮パスワード」を入力 ログイン I D・ 仮パスワード I を入力 ログイン I D・ 仮パスワード I (#角) パスワード または仮パスワード I (#角) パスワードを要求れる検索は、ログイン Pを変更れる検索は、ログイン Pを変更れる検索は、ログイン Pを変更れる検索は、ログイン Pを変更れる検索は、ログインのよびはなごを終れている。 アプログーを必要がある。「パワード変更、後種化でなる」、 アプログーを変更れる検索は、ログインのよびはなごを表れている。 アプログーを変更れる検索は、ログインのよびはなごを表れている。 アプログーを変更れる検索は、ログインのよびはなごを表れている。 アプログーを変更ながある。 アプログーを変更な

#### \_\_\_\_\_ 入力後、「ログイン」をクリック

3. 「現在のパスワード(仮パスワード)」と「新 しいパスワード」をそれぞれ入力してくださ い。



4. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

#### ■インターネットによる議決権行使のご注意点

- (1) インターネットによる議決権行使は、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止します。
- (2) 不正アクセス("なりすまし")や改ざんを防止するため、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いしております。
- (3) インターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用いただけない場合があります。詳細につきましては、下記ヘルプデスクにお問い合わせください。
- (4) パソコン、スマートフォンまたは携帯電話による、議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通信料等は、株主さまのご負担となります。

システム等に関する お問い合わせ 

#### 株主総会参考書類

#### 議案および参考事項

す。

第1号議案および第2号議案の上程に至る経緯

本招集通知添付書類の事業報告に記載のとおり、当社グループは、新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、令和3年3月末において96億54百万円の債務超過となりました。

このような状況に対処するため、当社では令和2年度当初から事業構造改革の推進と債務超過回避のための資本性の資金調達の検討に入り、主要取引銀行である株式会社三菱UFJ銀行(以下「三菱UFJ銀行」といいます。)および株式会社三井住友銀行(以下「三井住友銀行」といいます。)の2行ならびに親会社である近鉄グループホールディングス株式会社(以下「近鉄GHD」といいます。)のほか、複数の候補先と交渉を進めてまいりました。その後、各候補先から具体的な引受けの条件が提示され、その過程で三菱UFJ銀行および三井住友銀行から、両行がそれぞれ貸付けにより資金を拠出する合同会社が引受先となるスキームの提示がありました。これらを受け、当社において割当候補先の特性、提案内容を種々検討いたしました結果、最終的に第2号議案のとおり近鉄GHDにA種種類株式を、三菱UFJ銀行および三井住友銀行がそれぞれ資金拠出する各合同会社にB種種類株式を割り当てること(以下「本第三者割当」といいます。)が最善であるとの判断に至りました。本第三者割当は、当社グループの財務基盤の安定に寄与するとともに、当社グループの構造改革と成長を支える資金の確保に繋がり、当社の株式価値の維持向上に資するものでありま

以上の理由から、各割当予定先に第三者割当によるA種種類株式およびB種種類株式の発行を行うため、第1号議案および第2号議案を上程するものであります。

#### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 変更の理由

A種種類株式およびB種種類株式の発行を可能とするため、次のとおり現行定款の一部を変更するものであります。

- (1) A種種類株式およびB種種類株式の発行に備え、現行定款第6条の発行可能株式総数を増加するとともに、A種種類株式およびB種種類株式の発行可能種類株式総数の規定を新設するものであります。
- (2) 現行定款第8条にA種種類株式およびB種種類株式の単元株式数の規定を新設するとともに、新たに第2章の2としてA種種類株式の章を、第2章の3としてB種種類株式の章をそれぞれ設け、各種類株式の要項について規定するものであります。
- (3) 種類株主総会の開催に備え、新たに第17条の2を設け、種類株主総会に関する規定を新設するものであります。

なお、本定款変更は、第2号議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は変更箇所)

	(ト線部は変更箇所)
現 行 定 款	変更案
第2章 株式	第2章 株式
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数および発行可能種類株式総数)
第6条 当会社の発行可能株	 第6条 当会社の発行可能株式総数は、3,800万 <u>400</u> 株とする。
式総数は、3,800万株	
とする。	
	当会社の発行可能種類株式総数は、各種類の株式に応じてそれぞれ次
	<u>のとおりとする。</u>
	<u>普通株式 3,800万株</u>
	A種種類株式 150株
	B種種類株式 250株
第7条 (条文省略)	第7条 (現行どおり)
(単元株式数)	(単元株式数)
第8条 当会社の単元株式数	第8条 当会社の <u>普通株式の</u> 単元株式数は、100株 <u>とし、A種種類株式およ</u>
は、100株とする。	<u>びB種種類株式の単元株式数は、それぞれ1株</u> とする。

	* <b>* *</b>
現行定款	変更案
第9条	第9条
乃至 (条文省略)	万至 (現行どおり)
第11条	第11条 
(÷r =n)	
(新 設)	第2章の2 A種種類株式
(新一設)	(A種優先配当金) 第11名の2、火点はは、2022年2日本日に約7寸2 東米に乗りた2022年2
	第11条の2 当会社は、2022年3月末日に終了する事業年度から2032年3
	月末日に終了する事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当
	をするときは、当該剰余金の配当の基準日(以下本章において「配当
	基準日」という。)の最終の株主名簿に記載または記録されたA種種類
	株式を有する株主(以下「A種種類株主」という。)またはA種種類株 式の登録株式質権者(A種種類株主と併せて、以下「A種種類株主等」
	式の豆球体式負性有(A種種規株主と併せて、以下「A種種規株主等」 という。)に対し、第11条の9第1項に定める支払順位に従い、A種種
	類株式1株につき、本条第2項に定める契払順位に促い、各種種
	(かかる配当によりA種種類株式1株当たりに支払われる金銭を、以下
	「A種優先配当金」という。)を行う。なお、A種優先配当金に、各A種
	種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の
	端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。
	2. A種優先配当金の額は、100,000,000円(以下本章において「払込金
	類相当額 という。) に、年率1.85% (以下「A種優先配当年率」とい
	う。)を乗じて算出した額の金銭について、配当基準日の属する事業年
	度の初日(ただし、当該配当基準日が2022年3月末日に終了する事業
	年度に属する場合は払込期日。同日を含む。)から当該配当基準日(同
	日を含む。)までの期間の実日数につき、1年を365日(ただし、当該
	事業年度に閏日を含む場合は366日。)として日割計算を行うものとす
	る (除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第
	2位を四捨五入する。)。ただし、当該配当基準日の属する事業年度中
	の、当該配当基準日より前の日を基準日としてA種種類株主等に対して
	剰余金の配当(本条第4項に定めるA種累積未払配当金相当額の配当を
	除く。)が行われたときは、当該配当基準日に係るA種優先配当金の額
	は、その各配当における配当金の合計額を控除した金額とする。

現 行 定 款 変 更 案

- 3. 当会社は、A種種類株主等に対しては、A種優先配当金およびA種累積 未払配当金相当額(本条第4項に定める。)の額を超えて剰余金の配当 を行わない。
- 4. ある事業年度に属する日を基準日としてA種種類株主等に対して行われ た1株当たりの剰余金の配当(当該事業年度より前の各事業年度に係 るA種優先配当金につき本項に従い累積したA種累積未払配当金相当額 (以下に定義される。) の配当を除く。) の総額が、当該事業年度に係る A種優先配当金の額(当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当 が行われると仮定した場合において、本条第2項に従い計算されるA種 優先配当金の額をいう。ただし、かかる計算においては、本条第2項 ただし書の規定は適用されないものとして計算するものとする。)に達 しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度以降の事業 年度に累積(本項に従い累積する金額を「A種累積未払配当金相当額」 という。)する。当会社は、A種累積未払配当金相当額についての剰余 金の配当を、第11条の9第1項に定める支払順位に従い、法令の定め る範囲内において、翌事業年度以降に行われる剰余金の配当と併せて、 A種種類株主等に対して行う。かかる配当が行われるA種累積未払配当 金相当額に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じ た金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(新 設)

#### (残余財産の分配)

第11条の3 当会社は、残余財産を分配するときは、A種種類株主等に対し、 第11条の9第2項に定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき、 払込金額相当額に、A種累積未払配当金相当額および本条第3項に定め るA種日割未払優先配当金額を加えた額(以下「A種残余財産分配額」 という。) の金銭を支払う。

ただし、本項においては、残余財産の分配が行われる日(以下本章に おいて「分配日」という。)が配当基準日の翌日(同日を含む。)から 当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間 である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われ ないものとみなしてA種累積未払配当金相当額を計算する。なお、A種 残余財産分配額に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数 を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨て る。

現		=5
		示人
	ᄉ	

#### 変 更 案

- 2. A種種類株主等に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。
- 3. A種種類株式 1 株当たりの日割未払優先配当金額(以下「A種日割未払優先配当金額」という。)は、払込金額相当額にA種優先配当年率を乗じて算出した額の金銭について、分配日の属する事業年度の初日(ただし、当該分配日が2022年3月末日に終了する事業年度に属する場合は払込期日。同日を含む。)から、当該分配日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、1年を365日(ただし、閏日を含む事業年度については366日。)として日割計算を行うものとする(除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。)。

ただし、当該分配日の属する事業年度中の、当該分配日より前の日を 基準日としてA種種類株主等に対して剰余金の配当(A種累積未払配当 金相当額の配当を除く。)が行われたときは、当該分配日に係るA種日 割未払優先配当金額の額は、その各配当における配当金の合計額を控 除した金額とする。

(新 設)

#### (議決権)

第11条の4 A種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(新 設)

#### (金銭を対価とする取得請求権)

第11条の5 A種種類株主は、償還請求日(以下に定義する。)における分配可能額(会社法第461条第2項に定める分配可能額をいう。以下同じ。)を限度として、A種種類株主が指定する日(当該日が営業日でない場合には翌営業日とする。)を償還請求が効力を生じる日(以下本章において「償還請求日」という。)として、当会社に対して書面による通知(以下本章において「償還請求事前通知」という。)を行った上で、当会社に対して、金銭の交付と引換えに、その有するA種種類株式の全部または一部を取得することを請求すること(以下本章において「償還請求」という。)ができるものとし、当会社は、当該償還請求に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、当該償還請求に係るA種種類株式の数に、(i)払込金額相当額ならびに(ii)A種累積未払配当金相当額およびA種日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、A種種類株主に対して交付す

現 行 定 款 変 更 案

> るものとする。なお、本項においては、償還請求日が配当基準日の翌 日(同日を含む。)から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が 行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする 剰余金の配当は行われないものとみなしてA種累積未払配当金相当額を 計算し、また、A種日割未払優先配当金額の計算における「分配日」を 「償還請求日」と読み替えて、A種日割未払優先配当金額を計算する。 また、償還請求に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1 円に満たない端数があるときは、これを切り捨てる。ただし、償還請 求日においてA種種類株主から償還請求がなされたA種種類株式の取得 と引換えに交付することとなる金銭の額が、償還請求日における分配 可能額を超える場合には、当該各A種種類株主により償還請求がなされ たA種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる金銭の額が 分配可能額を超えない範囲内においてのみ当会社はA種種類株式を取得 するものとし、かかる方法に従い取得されなかったA種種類株式につい ては、償還請求がなされなかったものとみなす。

2. 償還請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

3. 償還請求事前通知の効力は、償還請求事前通知に要する書類が前項に 記載する償還請求受付場所に到達したときに発生する。償還請求の効 力は、当該償還請求事前通知に係る償還請求日において発生する。

(新 設)

#### (金銭を対価とする取得条項)

第11条の6 当会社は、払込期日以降いつでも、当会社の取締役会が別に定 める日(以下本章において「金銭対価償還日」という。)が到来するこ とをもって、A種種類株主等に対して、金銭対価償還日の14日前まで に書面による通知を行った上で、法令の許容する範囲内において、金 銭を対価として、A種種類株式の全部または一部を取得することができ る(以下本章において「金銭対価償還」という。)ものとし、当会社 は、当該金銭対価償還に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、 (i) 当該金銭対価償還に係るA種種類株式の数に、(ii) 金銭対価償還日 における①払込金額相当額、ならびに②A種累積未払配当金相当額およ

現行定款	変更案
	びA種日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、A
	種種類株主に対して交付するものとする。なお、本条においては、金
	銭対価償還日が配当基準日の翌日(同日を含む。)から当該配当基準日
	<u>を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、</u>
	当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われないものとみな
	してA種累積未払配当金相当額を計算し、また、A種日割未払優先配当
	金額の計算における「分配日」を「金銭対価償還日」と読み替えて、A
	種日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係るA種種
	類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があると
	きは、これを切り捨てる。
	A種種類株式の一部を取得するときは、按分比例の方法による。 
(新 設)	(譲渡制限)
	第11条の7 A種種類株式を譲渡により取得するには、当会社の取締役会の
	承認を受けなければならない。
(新 設)	(株式の併合または分割、募集株式の割当て等)
	第11条の8 当会社は、A種種類株式について株式の分割または併合を行わ
	<u>ない。</u>
	2. 当会社は、A種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利または募
	集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
	3. 当会社は、A種種類株主には、株式無償割当てまたは新株予約権無償割
	<u>当てを行わない。</u>
(新 設)	(盾件师(六)
(新一設)	(優先順位) 第11条の9 A種優先配当金、A種累積未払配当金相当額、B種優先配当金
	第11米の9 A僅優元癿当並、A僅系積木払癿当並相当額、B僅優元癿当並 (第11条の10第1項に定義される。)、B種累積未払配当金相当額(第
	(第11条の10第1頃に定義される。)、B僅系領不払配当並相当額(第 11条の10第4項に定義される。) および普通株式を有する株主または
	普通株式の登録株式質権者(以下「普通株主等」と総称する。)に対す
	司虚体式の登録体式具備首(以上「自虚体工事」と心がする。)に対する     司余金の配当の支払順位は、A種累積未払配当金相当額およびB種累
	積未払配当金相当額が第1順位(A種累積未払配当金相当額およびB種
	累積未払配当金相当額の間では同順位とする。)、A種優先配当金および

現行定款	変更案
	B種優先配当金が第2順位(A種優先配当金およびB種優先配当金の間では同順位とする。)、普通株主等に対する剰余金の配当が第3順位とする。  2. A種種類株式、B種種類株式および普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、A種種類株式およびB種種類株式が第1順位(A種種類株式およびB種種類株式が第1順位(A種種類株式およびB種種類株式が第2順位とする。)、普通株式が第2順位とする。  3. 当会社が剰余金の配当または残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当または残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当または残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当または残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当または残余財産の分配を行う。
(新 設) (新 設)	第2章の3 B種種類株式 (B種優先配当金) 第11条の10 当会社は、2022年3月末日に終了する事業年度から2027年 3月末日に終了する事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基準日(以下本章において「配当基準日」という。)の最終の株主名簿に記載または記録されたB種種類株式を有する株主(以下「B種種類株主」という。)またはB種種類株式の登録株式質権者(B種種類株主と併せて、以下「B種種類株主等」という。)に対し、第11条の17第1項に定める支払順位に従い、B種種類株式1株につき、本条第2項に定める額の金銭による剰余金の配当(かかる配当によりB種種類株式1株当たりに支払われる金銭を、以下「B種優先配当金」という。)を行う。なお、B種優先配当金に、各B種種類株主等が権利を有するB種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の

端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

#### 変 <u>更 案</u>

2. B種優先配当金の額は、100,000,000円(以下本章において「払込金額相当額」という。)に、年率1.85%(以下「B種優先配当年率」という。)を乗じて算出した額の金銭について、配当基準日の属する事業年度の初日(ただし、当該配当基準日が2022年3月末日に終了する事業年度に属する場合は払込期日。同日を含む。)から当該配当基準日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、1年を365日(ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日。)として日割計算を行うものとする(除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。)。

ただし、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてB種種類株主等に対して剰余金の配当(本条第4項に定めるB種累積未払配当金相当額の配当を除く。)が行われたときは、当該配当基準日に係るB種優先配当金の額は、その各配当における配当金の合計額を控除した金額とする。

- 3. 当会社は、B種種類株主等に対しては、B種優先配当金およびB種累積 未払配当金相当額(本条第4項に定める。)の額を超えて剰余金の配当 を行わない。
- 4. ある事業年度に属する日を基準日としてB種種類株主等に対して行われ た1株当たりの剰余金の配当(当該事業年度より前の各事業年度に係 るB種優先配当金につき本項に従い累積したB種累積未払配当金相当額 (以下に定義される。) の配当を除く。) の総額が、当該事業年度に係る B種優先配当金の額(当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当 が行われると仮定した場合において、本条第2項に従い計算されるB種 優先配当金の額をいう。ただし、かかる計算においては、本条第2項 ただし書の規定は適用されないものとして計算するものとする。)に達 しないときは、その不足額は、当該事業年度の翌事業年度以降の事業 年度に累積(本項に従い累積する金額を「B種累積未払配当金相当額」 という。)する。当会社は、B種累積未払配当金相当額についての剰余 金の配当を、第11条の17第1項に定める支払順位に従い、法令の定め る範囲内において、翌事業年度以降に行われる剰余金の配当と併せて、 B種種類株主等に対して行う。かかる配当が行われるB種累積未払配当 金相当額に、各B種種類株主等が権利を有するB種種類株式の数を乗じ た金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

行 定 款 変更案 現 (新 設) (残余財産の分配) 第11条の11 当会社は、残余財産を分配するときは、B種種類株主等に対 し、第11条の17第2項に定める支払順位に従い、B種種類株式1株に つき、払込金額相当額に、B種累積未払配当金相当額および本条第3項 に定めるB種日割未払優先配当金額を加えた額(以下「B種残余財産分 配額」という。)の金銭を支払う。 ただし、本項においては、残余財産の分配が行われる日(以下本章に おいて「分配円」という。)が配当基準日の翌日(同日を含む。)から 当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間 である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われ ないものとみなしてB種累積未払配当金相当額を計算する。なお、B種 残余財産分配額に、各B種種類株主等が権利を有するB種種類株式の数 を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨て る。 2. B種種類株主等に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。 3. B種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額(以下「B種日割未払 優先配当金額」という。)は、払込金額相当額にB種優先配当年率を乗 じて算出した額の金銭について、分配日の属する事業年度の初日(た だし、当該分配日が2022年3月末日に終了する事業年度に属する場合 は払込期日。同日を含む。) から、当該分配日または払込期日の5年後 の応当日のいずれか遅い方の日(同日を含む。)までの期間の実日数に つき、1年を365円(ただし、閏日を含む事業年度については366 日。)として日割計算を行うものとする(除算は最後に行い、円位未満 小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。)。 ただし、当該分配日の属する事業年度中の、当該分配日より前の日を 基準日としてB種種類株主等に対して剰余金の配当(B種累積未払配当) 金相当額の配当を除く。)が行われたときは、当該分配日に係るB種日 割未払優先配当金額の額は、その各配当における配当金の合計額を控 除した金額とする。

(新 設)

#### (議決権)

第11条の12 B種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

(新 設)

(金銭を対価とする取得請求権)

第11条の13 B種種類株主は、償還請求日(以下に定義する。)における分 配可能額(会社法第461条第2項に定める分配可能額をいう。以下同 じ。)を限度として、B種種類株主が指定する日(当該日が営業日でな い場合には翌営業日とする。)を償還請求が効力を生じる日(以下本章 において「償還請求日」という。)として、当会社に対して書面による 通知(以下本章において「償還請求事前通知」という。)を行った上 で、当会社に対して、金銭の交付と引換えに、その有するB種種類株式 の全部または一部を取得することを請求すること(以下本章において 「償還請求」という。)ができるものとし、当会社は、当該償還請求に 係るB種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内にお いて、当該償還請求に係るB種種類株式の数に、(i) 払込金額相当額な らびに(ii)B種累積未払配当金相当額およびB種日割未払優先配当金額 の合計額を乗じて得られる額の金銭を、B種種類株主に対して交付する ものとする。なお、本項においては、償還請求日が配当基準日の翌日 (同日を含む。) から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行 われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰 余金の配当は行われないものとみなしてB種累積未払配当金相当額を計 算し、また、B種日割未払優先配当金額の計算における「分配日」を 「償還請求日」と読み替えて、B種日割未払優先配当金額を計算する。 また、償還請求に係るB種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1 円に満たない端数があるときは、これを切り捨てる。ただし、償還請 求日においてB種種類株主から償還請求がなされたB種種類株式の取得 と引換えに交付することとなる金銭の額が、償還請求日における分配 可能額を超える場合には、当該各B種種類株主により償還請求がなされ たB種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる金銭の額が 分配可能額を超えない範囲内においてのみ当会社はB種種類株式を取得 するものとし、かかる方法に従い取得されなかったB種種類株式につい ては、償還請求がなされなかったものとみなす。

#### 2. 償還請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

現 行 定 款 変 更 案 3. 償還請求事前通知の効力は、償還請求事前通知に要する書類が前項に 記載する償還請求受付場所に到達したときに発生する。償還請求の効 力は、当該償還請求事前通知に係る償還請求日において発生する。 (新 (金銭を対価とする取得条項) 設) 第11条の14 当会社は、払込期日以降いつでも、当会社の取締役会が別に定 める円(以下本章において「金銭対価償還円」という。)が到来するこ とをもって、B種種類株主等に対して、金銭対価償還日の14日前まで に書面による通知を行った上で、法令の許容する範囲内において、金 銭を対価として、B種種類株式の全部または一部を取得することができ る(以下本章において「金銭対価償還」という。)ものとし、当会社 は、当該金銭対価償還に係るB種種類株式を取得するのと引換えに、 (i) 当該金銭対価償還に係るB種種類株式の数に、(ii) 金銭対価償還日 における①払込金額相当額、ならびに②B種累積未払配当金相当額およ びB種日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、B 種種類株主に対して交付するものとする。なお、本条においては、金 銭対価償還日が配当基準日の翌日(同日を含む。)から当該配当基準日 を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、 当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われないものとみな してB種累積未払配当金相当額を計算し、また、B種日割未払優先配当 金額の計算における「分配日」を「金銭対価償還日」と読み替えて、B 種日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係るB種種 類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があると きは、これを切り捨てる。B種種類株式の一部を取得するときは、按分 比例の方法による。 (新 設) (譲渡制限) 第11条の15 B種種類株式を譲渡により取得するには、当会社の取締役会の 承認を受けなければならない。ただし、譲受人がA種種類株主である場 合、B種種類株式に係る担保権の実行に伴う譲渡、および、B種種類株 主の債権者に対する代物弁済に伴う譲渡については、当会社が承認し

たものとみなす。

現行定款	変 更 案
(新 設)	(株式の併合または分割、募集株式の割当て等)
	第11条の16 当会社は、B種種類株式について株式の分割または併合を行わ
	<u>ない。</u>
	2. 当会社は、B種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利または募
	集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
	3. 当会社は、B種種類株主には、株式無償割当てまたは新株予約権無償割
	<u>当てを行わない。</u>
(新 設)	(優先順位)
	第11条の17 A種優先配当金、A種累積未払配当金相当額、B種優先配当金、
	B種累積未払配当金相当額および普通株式を有する株主または普通株主
	等に対する剰余金の配当の支払順位は、A種累積未払配当金相当額およ
	びB種累積未払配当金相当額が第1順位(A種累積未払配当金相当額お
	よびB種累積未払配当金相当額の間では同順位とする。)、A種優先配当
	金およびB種優先配当金が第2順位(A種優先配当金およびB種優先配
	当金の間では同順位とする。)、普通株主等に対する剰余金の配当が第
	3順位とする。
	2. A種種類株式、B種種類株式および普通株式に係る残余財産の分配の支
	払順位は、A種種類株式およびB種種類株式が第1順位(A種種類株式
	およびB種種類株式の間では同順位とする。)、普通株式が第2順位とす
	<u> </u>
	3. 当会社が剰余金の配当または残余財産の分配を行う額が、ある順位の
	剰余金の配当または残余財産の分配を行うために必要な総額に満たな
	い場合は、当該順位の剰余金の配当または残余財産の分配を行うため
	 財産の分配を行う <u>。</u>

現行定款	変更案			
第3章 株主総会	第3章 株主総会			
第12条	第12条			
乃至 (条文省略)	乃至 (現行どおり)			
第17条	第17条			
(新 設)	(種類株主総会)			
	第17条の2 当会社の種類株主総会は、必要あるときに随時これを招集す			
	<u>る。</u>			
	2. 第13条の規定は、定時株主総会と同日に開催される種類株主総会にこ			
	<u>れを準用する。</u>			
	3. 第14条、第15条および第17条の規定は、種類株主総会にこれを準用			
	<u>する。</u>			
	4. 第16条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主			
	総会の決議にこれを準用する。			
	5. 第16条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主			
	<u>総会の決議にこれを準用する。</u>			

#### 第2号議案 第三者割当によるA種種類株式およびB種種類株式発行の件

債務超過を解消し財務体質の改善・強化を図るため、会社法第199条の規定に基づき、次のとおり近鉄GHD、合同会社あかりおよび合同会社まつかぜに、第三者割当によりA種種類株式およびB種種類株式を発行いたしたく、ご承認をお願いするものであります。

なお、本第三者割当は、第1号議案が原案どおり承認可決され、定款一部変更の効力が発生することを条件といたします。

#### 1. 募集事項の内容

. 务来子次0月1日	A 種種類株式	B 種種類株式
募集株式の数	150株	250株
募集株式の払込金額	15,000,000,000円	25,000,000,000円
<del>秀未</del> 体以7/400並領	(1株につき100,000,000円)	(1株につき100,000,000円)
増加する資本金	資本金 7,500,000,000円 (1株につき 50,000,000円)	資本金 12,500,000,000円 (1株につき 50,000,000円)
および資本準備金	資本準備金 7,500,000,000円 (1株につき 50,000,000円)	資本準備金 12,500,000,000円 (1株につき 50,000,000円)
発 行 方 法	第三者割当の方法により、以下のとおり割り当てる。 近鉄GHD 150株	第三者割当の方法により、それぞれ以下のとおり割り当てる。 合同会社あかり 150株 合同会社まつかぜ 100株
払 込 期 日	令和3年6月30日	令和3年6月30日
種類株式の内容	A種種類株式およびB種種類株式の内容 参照ください。	の詳細につきましては、第1号議案をご

#### 2. 第三者割当によりA種種類株式およびB種種類株式を発行する理由

#### (1) 本第三者割当により資金調達を実施する理由

当社におきましては、資本性の資金調達であることおよび当社の企業価値の向上に資するものであることを条件に様々な資金調達手法を検討してまいりました。この点、普通株式による資金調達は、新型コロナウイルスの影響が長期化し収束時期も不透明な状況の中、当社グループの経営成績および当社株式の市場価格を勘案すると相当程度の株式発行が必要となるため、当社普通株式に希薄化が生じ、株主の皆さまに不利益を生じさせかねないと判断いたしました。

これに対して、種類株式を用いた第三者割当増資の場合には、その設計によって普通 株式の希薄化を回避しつつ資本性の資金を調達することで財務体質の改善を図ることが でき、当社にとって最良の選択肢になると判断いたしました。

以上の検討を踏まえ、当社は、A種種類株式およびB種種類株式を用いた本第三者割当により資金調達を行うことが、最良の選択肢であるとの結論に至りました。A種種類株式およびB種種類株式の主な特徴は、以下のとおりであります。なお、A種種類株式およびB種種類株式はいずれも無議決権種類株式であること、かつ、普通株式を対価とする取得請求権・取得条項が付与されていない、いわゆる「社債型」の優先株式でありますので、普通株式の希薄化は生じません。

#### ① A種種類株式

#### (i) 優先配当

A種種類株式の株主は、普通株式の株主に対して優先して配当を受け取ることができます(B種種類株式の株主とは同順位です。)。なお、ある事業年度においてA種種類株式の株主への配当金が不足した場合、当該不足額の支払は翌事業年度以降に累積されます。また、A種種類株式の株主は、当該配当金を超えて剰余金の配当を受け取ることはできません。

#### (ii) 金銭対価の取得条項

当社は、払込期日以降、法令上可能な範囲で、金銭と引換えにA種種類株式の全部または一部を取得することができます。A種種類株式の取得価額は、1株当たりの払込金額に、取得日までの累積未払配当金の額および日割未払優先配当金額を加えた金額となります。

#### (iii) 金銭対価の取得請求権

A種種類株式の内容として、A種種類株式の株主は、法令上可能な範囲で、所定の手続を経て、当社に対し、金銭と引換えにA種種類株式の全部または一部を取得することを請求することができるものとされ、かかる請求に応じ、当社は金銭を対価としてA種種類株式を取得するものとされております。A種種類株式の取得価額は、1株当たりの払込金額に、取得日までの累積未払配当金の額および日割未払優先配当金額を加えた金額となります。

ただし、A種種類株式の割当予定先である近鉄GHDは、A種種類株式の払込期日以降5年間、A種種類株式に係る取得請求権を行使できません。また、当該期間は、当社および近鉄GHDの合意により1年毎に最長10年間まで延長できます。

#### (iv) 議決権

A 種種類株式には議決権が付与されておりません。

#### (v) 譲渡制限

A種種類株式の譲渡は、当社の取締役会の承認が必要とされております。

#### ② B種種類株式

#### (i) 優先配当

B種種類株式の株主は、普通株式の株主に対して優先して配当を受け取ることができます(A種種類株式の株主とは同順位です。)。なお、ある事業年度においてB種種類株式の株主への配当金が不足した場合、当該不足額の支払は翌事業年度以降に累積されます。また、B種種類株式の株主は、当該配当金を超えて剰余金の配当を受け取ることはできません。

#### (ii) 金銭対価の取得条項

当社は、払込期日以降、法令上可能な範囲で、金銭と引換えにB種種類株式の全部または一部を取得することができます。B種種類株式の取得価額は、1株当たりの払込金額に、取得日までの累積未払配当金の額および日割未払優先配当金額を加えた金額となります。

#### (iii) 金銭対価の取得請求権

B種種類株式の内容として、B種種類株式の株主は、法令上可能な範囲で、所定の手続を経て、当社に対し、金銭と引換えにB種種類株式の全部または一部を取得することを請求することができるものとされ、かかる請求に応じ、当社は金銭を対価としてB種種類株式を取得するものとされております。B種種類株式の取得価額は、1株当たりの払込金額に、取得日までの累積未払配当金の額および日割未払優先配当金額を加えた金額となります。

ただし、合同会社あかりおよび合同会社まつかぜは、当社が合同会社あかりおよび合同会社まつかぜそれぞれとの間で締結した引受契約書に定める一定の場合を除き、B種種類株式の払込期日以降5年間、B種種類株式に係る取得請求権を行使できません。

#### (iv) 議決権

B種種類株式には議決権が付与されておりません。

#### (v) 譲渡制限

B種種類株式の譲渡は、当社の取締役会の承認が必要とされております。ただし、A種種類株式の株主に対する譲渡等については、当社の取締役会は承認したものとみなされます。

#### (2) 割当予定先を選定した理由

近鉄GHDは、当社の親会社であること、合同会社あかりは三菱UFJ銀行から、合同会社まつかぜは三井住友銀行からそれぞれ貸付けにより資金拠出を受ける合同会社であり、両行は当社の主要取引金融機関であること、新型コロナウイルスの感染拡大等、当社グループを取り巻く厳しい経営環境や、当社における資本政策の考え方を十分にご理解いただいたこと等を総合的に勘案の上、本第三者割当による資金調達が企業価値向上に寄与するとの判断に至り、各社を割当予定先として選定いたしました。

#### (3) 払込金額の算定根拠およびその具体的内容

当社は、A種種類株式およびB種種類株式が、普通株式を対価とする取得請求権・取得条項が付与されない、いわゆる「社債型優先株式」であることを踏まえ、優先配当金等、優先株式の価値に影響を与える様々な諸条件を考慮して算定されたA種種類株式およびB種種類株式の評価額、ならびに当社の置かれた事業環境、財務状況を総合的に勘案の上、金100,000,000円をA種種類株式およびB種種類株式それぞれの1株当たりの払込金額としており、当社としてはA種種類株式およびB種種類株式の発行条件および払込金額は公正な水準であると判断しております。

なお、当社は、A種種類株式およびB種種類株式の払込金額の決定に際して、公正性を期すため、A種種類株式およびB種種類株式の価値についての客観的かつ定量的な算定を得ることが必要であると判断し、当社および割当予定先から独立した第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計(以下「赤坂国際会計」といいます。)にA種種類株式およびB種種類株式の株式価値の算定を依頼し、同社より、A種種類株式およびB種種類株式の株式価値算定書を取得いたしました。赤坂国際会計は、一定の前提(A種種類株式およびB種種類株式の配当金額、金銭を対価とする取得条項、金銭を対価とする取得請求権、クレジットスプレッド等)の下、一般的な価値算定モデルを用いてA種種類株式およびB種種類株式の公正価値を算定しております。

A種種類株式およびB種種類株式の払込金額は、いずれも赤坂国際会計が算定した株式価値のレンジの範囲内となっており、当社としては、会社法上、株式を引き受ける者に特に有利な金額に該当しないと考えておりますが、客観的な市場価値のない優先株式の公正な価値については、その計算が非常に高度かつ複雑であり、その価値評価については様々な見解があり得ること等から、株主の皆様の意思も確認することが適切であると考え、A種種類株式およびB種種類株式発行については、本定時株主総会での特別決議によるご承認をお願いするものであります。

(4) 公正性を担保するための措置および利益相反を回避するための措置に関する事項 当社は、本第三者割当の公正性を担保するための措置として、A種種類株式およびB 種種類株式の発行条件の決定にあたり、当社および割当予定先から独立した第三者算定 機関である赤坂国際会計に対して株式価値の算定を依頼し、A種種類株式およびB種種 類株式の公正価値の算定結果を得ました。

また、本第三者割当は、近鉄GHDに対するA種種類株式の第三者割当を含み、当社にとって支配株主との取引等に該当することから、当該支配株主との間で利害関係を有しない第三者から本第三者割当が少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見の入手を行うことが望ましいと判断しました。

そこで、当社は、当社および近鉄GHDから独立した当社の社外取締役であり東京証券取引所に独立役員として届けている髙橋洋氏および堀泰則氏ならびに社外監査役であり東京証券取引所に独立役員として届けている河崎雄亮氏の3名から構成される特別委員会を設置し、特別委員会に対し、本第三者割当が当社の少数株主にとって不利益なものでないと考えられるか((i) 本第三者割当の目的は合理的か、(ii) 本第三者割当の条件の公正性が確保されているか、(iii) 本第三者割当において公正な手続を通じた当社の株主の利益への十分な配慮がなされているかを含む。) について諮問いたしました。

特別委員会は、当該諮問事項について、当社による本第三者割当の目的、条件および検討体制等に関する説明、当社および割当予定先から独立した第三者算定機関であるプルータス・コンサルティング株式会社から取得したA種種類株式およびB種種類株式の公正価値の算定結果等を踏まえ、当社の取締役会に対し、令和3年5月11日付で大要、(i) 本第三者割当は当社の企業価値の向上に資するものといえ、その目的は正当であり、かつ合理性があると認められること、(ii) A種種類株式およびB種種類株式の払込金額を含む本第三者割当の条件には公正性が確保されていると考えられること、(iii) 本第三者割当においては、公正な手続を通じた当社の株主の利益への十分な配慮がなされていると認められること、(iv) (i)から(iii)を総合的に考慮すると、本第三者割当は当社の少数株主にとって不利益なものではないと考えられ、その他に、かかる判断に抵触する特段の事情は認められない旨の答申書を提出いたしました。

また、当該取締役会において、当社の監査役全員が本第三者割当に異議がない旨の意見を述べております。

#### 第3号議案 取締役8名選任の件

現取締役全員11名は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、事業構造改革の一環として経営体制の効率化を図るため3名減員し、取締役8名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名			当社における地位および担当	取締役会への出席状況
1	**a だ **日	まさ まさ 正	再任	取締役社長	12回/12回 (出席率100%)
2	こ やま <b><u> </u></b>	#U のぶ <b>佳延</b>	再任	専務取締役 社長室担当	12回/12回 (出席率100%)
3	三宅	さだ ゆき <b>貞行</b>	再任	専務取締役 経理部担当	10回/10回 (出席率100%)
4	にし もと <b>西本</b>	th ins	再任	常務取締役 総務広報部・監査部担当	12回/12回 (出席率100%)
5	が	lpj N5 <b>修一</b>	再任	常務取締役 IT企画部担当、グループ事業 戦略本部長	12回/12回 (出席率100%)
6	こ ぱゃし <b>小林</b>	哲也	再任	取締役	10回/12回 (出席率83%)
7	高橋	びろし <b>洋</b>	再任 独立 社外取締役	取締役	12回/12回 (出席率100%)
8	堀	泰則	再任 独立 社外取締役	取締役	12回/12回 (出席率100%)

<sup>(</sup>注) 三宅貞行氏の取締役会出席状況は、令和2年6月17日の取締役就任以降に開催された 取締役会のみを対象としております。

候補者番号 氏名 5年月日 中年月日 所有する当社株式数

1

\*\*\*

昭正

昭和35年2月12日生

再任

8.400株

#### ■ 略歴および地位

昭和57年4月 近畿日本鉄道株式会社(現近鉄グループホールディングス株式会社)入社

平成16年5月 KINTETSU ENTERPRISES CO. OF AMERICA取締役

平成20年9月 同社取締役社長

平成24年6月 株式会社近鉄ホテルシステムズ(現株式会社近鉄・都ホテルズ)取締役

企画・営業本部企画部部長

平成25年12月 同社取締役シェラトン都ホテル大阪総支配人

平成27年4月 同社常務取締役ウェスティン都ホテル京都総支配人

平成27年7月 同社常務取締役伊勢志摩サミット対策室長

平成28年6月 近鉄グループホールディングス株式会社取締役

常務執行役員事業開発・グループ連携推進部担当

平成30年6月 同社取締役常務執行役員事業開発部 (海外事業)、東京支社、名古屋支社および台北支社担当令和元年6月 当社取締役社長(現在)

#### ■ 取締役候補者とした理由

幅広い事業経験と高い識見をもとに、取締役社長として当社グループの経営を担っております。その知識、 能力、人格等を総合的に考慮し、適任であると判断いたしました。

候補者番号 氏名 生年月日 所有する当社株式数

2

佳延

昭和36年12月9日生

再任

15,450株

#### ■ 略歴および地位

昭和57年3月 当社入社

平成19年6月 クラブツーリズム株式会社執行役員

平成20年6月 同社取締役

平成23年6月 同社専務取締役

平成25年1月 当社取締役

平成25年6月 クラブツーリズム株式会社取締役社長

令和元年6月 当社常務取締役

令和 2 年 6 月 当社専務取締役 (現在)

#### ■ 担当

社長室担当

#### ■ 取締役候補者とした理由

主にクラブツーリズム株式会社で個人旅行部門に従事し、現在は当社専務取締役として社長室を担当しております。その知識、能力、人格等を総合的に考慮し、適任であると判断いたしました。

株主総会参考書類

事業報告

昭和34年9月13日生

5.200株

#### ■ 略歴および地位

昭和58年4月 近畿日本鉄道株式会社(現近鉄グループホールディングス株式会社)入社

平成22年5月 同社監査部長

平成24年6月 同社総合戦略室経営戦略部長

平成24年11月 同社経理部長

平成27年4月 同社経理部長 兼 近畿日本鉄道株式会社経理部長

平成28年6月 近鉄不動産株式会社取締役経理本部長

平成29年6月 近鉄グループホールディングス株式会社取締役常務執行役員経営戦略部担当

平成30年6月 近畿車輛株式会社監査役

令和 元 年 6 月 近畿日本鉄道株式会社取締役常務執行役員経理部担当

令和 2 年 6 月 当社専務取締役 (現在)

#### ■ 担当

経理部担当

#### ■ 取締役候補者とした理由

主に近鉄グループの経理部門に従事し、現在は当社専務取締役として経理部を担当しております。その知識、能力、人格等を総合的に考慮し、適任であると判断いたしました。

候補者番号

氏 名

生年月日

所有する当社株式数

4





昭和37年3月6日生

再任

1.400株

#### ■ 略歴および地位

昭和60年4月 近畿日本鉄道株式会社(現近鉄グループホールディングス株式会社)入社

平成19年11月 株式会社近鉄エクスプレス総務部部長

平成20年11月 近畿日本鉄道株式会社グループ事業本部事業管理部長

平成22年11月 株式会社近鉄百貨店総務本部総務部長

平成25年5月 同社総務本部本部長

平成27年7月 当社総務広報部長

平成28年3月 当社取締役

令和 2 年 6 月 当社常務取締役(現在)

#### ■ 担当

総務広報部・監査部担当

#### ■ 取締役候補者とした理由

主に近鉄グループの総務部門に従事し、現在は当社常務取締役として総務広報部および監査部を担当しております。その知識、能力、人格等を総合的に考慮し、適任であると判断いたしました。

監査報告書

連結計算書類

5

瓜生

lus lus **修一** 

昭和35年3月25日生

再任

3.629株

#### ■ 略歴および地位

昭和57年4月 当社入社

平成25年1月 当社執行役員

平成29年6月 当社取締役

平成30年4月 株式会社KNT-CTウエブトラベル取締役社長

令和 2 年 6 月 当社常務取締役 (現在)

令和 3 年 4 月 株式会社 K N T - C T・ I T ソリューションズ取締役社長(現在)

#### ■ 担当

IT企画部担当、グループ事業戦略本部長

#### ■ 重要な兼職の状況

株式会社KNT-CT・ITソリューションズ取締役社長

#### ■ 取締役候補者とした理由

株式会社KNT-CT・ITソリューションズの取締役社長として同社の経営を担うとともに、当社常務取締役としてグループ事業戦略本部長を務め、IT企画部を担当しております。その知識、能力、人格等を総合的に考慮し、適任であると判断いたしました。

6

てつ 哲也

昭和18年11月27日生

再任

2.000株

#### ■ 略歴および地位

昭和43年4月 近畿日本鉄道株式会社(現近鉄グループホールディングス株式会社)入社

平成13年6月 同社取締役

平成15年6月 同社常務取締役

平成17年6月 同社専務取締役

平成19年6月 同社取締役社長

平成26年3月 当社取締役

平成27年4月 近鉄グループホールディングス株式会社取締役会長

近鉄不動産株式会社取締役会長

平成28年3月 当社取締役会長

令和元年6月 当社取締役(現在)

令和 2 年 6 月 近鉄グループホールディングス株式会社取締役会長グループCEO (現在)

#### ■ 重要な兼職の状況

近鉄グループホールディングス株式会社取締役会長グループCEO

株式会社近鉄百貨店取締役

株式会社近鉄エクスプレス取締役(社外)

株式会社きんえい取締役

関西電力株式会社取締役(社外)

#### ■ 取締役候補者とした理由

長年にわたり近鉄グループの経営者として幅広い事業に携わり、現在近鉄グループホールディングス株式会 社の取締役会長グループCEOを務めております。豊富な経験と高い識見を有することから、適任であると判 断いたしました。

7

高橋

びろし

昭和29年9月3日生

再任 独立 社外取締役

0株

■ 略歴および地位

昭和52年4月 日本開発銀行(現株式会社日本政策投資銀行)入行

平成13年6月 日本政策投資銀行プロジェクトファイナンス部長

平成19年6月 同行理事

平成20年10月 株式会社日本政策投資銀行取締役常務執行役員

平成23年6月 スカイネットアジア航空株式会社(現株式会社ソラシドエア)取締役社長

平成29年6月 当社取締役(現在)

株式会社日本経済研究所取締役社長(現在)

株式会社価値総合研究所取締役会長

令和 2 年 6 月 飯野海運株式会社監査役(社外、現在)

#### ■ 重要な兼職の状況

株式会社日本経済研究所取締役社長 飯野海運株式会社監査役(社外)

#### ■ 社外取締役候補者とした理由・期待する役割

長年にわたり株式会社日本政策投資銀行で金融業務に携わり、現在は株式会社日本経済研究所の取締役社長等を務めております。豊富な経験と高い識見を有することから、社外取締役として業務執行に対する監督、助言等を行っていただけると判断いたしました。

候補者番号

氏 名

生年月日

所有する当社株式数

8

堀

泰則

昭和23年4月6日生

再任 独立 社外取締役

0株

#### ■ 略歴および地位

昭和50年9月 株式会社ひだホテルプラザ入社

平成13年2月 同社取締役社長

平成25年12月 同社取締役会長(現在)

令和元年5月 KNT-CTパートナーズ会会長(現在)

令和元年6月 当社取締役 (現在)

#### ■ 重要な兼職の状況

KNT-CTパートナーズ会会長 株式会社ひだホテルプラザ取締役会長

#### ■ 社外取締役候補者とした理由・期待する役割

長年にわたりホテル経営に携わり、経営者として豊富な経験と高い識見を有するだけでなく、KNT-CTパートナーズ会会長として当社事業に深い理解があることから、社外取締役として業務執行に対する監督、助言等を行っていただけると判断いたしました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
  - 2. 髙橋 洋氏および堀 泰則氏は、社外取締役候補者であります。また、両氏は現に当社の社外取締役であり、その在任期間は、本総会終結の時をもって髙橋 洋氏が4年、堀 泰則氏が2年となります。
  - 3. 髙橋 洋氏および堀 泰則氏につきましては、東京証券取引所に対して、同取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
  - 4. 当社は、髙橋 洋氏および堀 泰則氏との間で、会社法第427条第1項および定款第27条の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令に定める限度額に限定する契約を締結しております。 両氏が取締役に就任した場合、当社は両氏との間で当該契約を継続する予定であります。
  - 5. 各候補者の現在および過去10年間の近鉄グループホールディングス株式会社ならびにその子会社および関連会社における役員または業務執行者としての地位および担当は、それぞれの「略歴および地位」または「重要な兼職の状況」欄に記載のとおりであります。
  - 6. 当社は取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。 各取締役候補者はすでに本保険契約の被保険者となっており、再任された場合も引き続き被保険者となります。これにより被保険者となる取締役候補者が業務につき行った行為に起因して被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害や被保険者が会社に対して法律上の損害賠償責任を負担する場合に被る損害等を填補することとしております。
  - 7. 取締役候補者の専門性と経験(スキルマトリックス)は、以下のとおりであります。

候補者	氏名	経営戦略		コンプライアンス・ 法務・ESG		ΙT	グローバル
1	米 田 昭 正	0	0				0
2	小 山 佳 延	0	0				
3	三宅貞行	0			0		
4	西本伸一			0			
5	瓜 生 修 一		0			0	0
6	小 林 哲 也	0	0				
7	髙橋洋	0	0				0
8	堀泰則	0	0				0

以上

#### (添付書類)

#### 事 業 報 告

(令和 2 年 4 月 1 日から) 令和 3 年 3 月31日まで)

#### I 企業集団の現況に関する事項

#### 1. 事業の経過およびその成果

#### (1) 事業の概況

当連結会計年度のわが国経済は、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、サービス業を中心に企業収益が大幅に悪化するなど、極めて厳しい状況で推移いたしました。

旅行業界におきましては、期を通じて海外旅行および訪日旅行を催行できず、国内旅行についても、令和2年7月にスタートしたGoToトラベルキャンペーンで一時活況を呈したものの、11月下旬に到来した新型コロナウイルスの感染拡大第3波の影響を受け同キャンペーンが縮小・停止されたこともあり、その効果は限定的なものとなりました。

このような状況の下、当社グループは海外旅行および訪日旅行を原則中止としたほか、4月中旬から5月末まで全旅行営業所を休業いたしました。6月に国内旅行の営業を再開した後は、感染症対策に徹底的に取り組んだ「クラブツーリズム ニュースタイル」ツアーやオンラインを駆使した近畿日本ツーリストの「リモート修学旅行」など、コロナ禍でも需要のある安全・安心の旅の販売に注力いたしました。さらに7月以降は、GoToトラベルキャンペーンに呼応し国内旅行の販売に大いに取り組んだため、11月には一時国内個人旅行の売上高が前年同期を上回る状況となりましたが、新型コロナウイルスの感染拡大第3波の影響により、12月28日にGoToトラベルキャンペーンが全国で停止され、さらに令和3年1月8日に2回目の緊急事態宣言が実施された結果、個人旅行のキャンセル、修学旅行等団体旅行の中止が相次ぎ、非常に厳しい展開となりました。

このような状況から、当社グループは、国や地方自治体から観光に関わる調査業務、姫路城や大河ドラマ館等の運営業務、各種の事務局業務の受託等旅行業以外の収入確保に努めるとともに、人件費、事務所賃料、その他の費用の削減に格段の努力を払いましたが、新型コロナウイルスによる長期の旅行需要消失の影響は甚大なものがあり、当連結会計年度の売上高は878億89百万円(前期比77.2%減)、連結営業損失は270億82百万円(前期比254億73百万円減)となりました。これに営業外収益として雇用調整助成金の受給額等を計上したこともあり、連結経常損失は、167億27百万円(前期比153億11百万円減)、親会社株主に帰属する当期純損失は、特別損失として希望退職の募集に伴う損失等を計上したため284億56百万円(前期比210億12百万円減)となりました。このため、誠に遺憾ではございますが、期末配当は行うことができません。株主の皆さまには深くお詫び申しあげますとともに、何卒ご了承賜りますようお願い申しあげます。

				当期	前期
売	上	- -	高	87,889 百万円	385,362 百万円
玉	内	旅	行	64,137	212,131
海	· 外 旅		行	1,927	149,944
そ	(	か	他	21,824	23,286
営	業	利	益	△27,082	△1,608
経	常	利	益	△16,727	△1,415
親会社村	株主に帰属	する当期	吨利益	△28,456	△7,443

#### (2) 事業構造改革

このような状況から、当社におきましては令和2年11月に以下の事業構造改革を決定し、令和3年2月にこの事業構造改革を具体化した次期中期経営計画を公表いたしました。

700		
事業構造改革		①「近畿日本ツーリストダイナミックパッケージ」
	近畿日本ツーリスト	等Web販売への集中
	個人旅行事業の改革	②「メイト」、「ホリデイ」ブランドでの募集型企画
		旅行の販売終了ならびに個人旅行店舗数の縮小
	近畿日本ツーリスト	教育旅行事業、地域交流事業等専門性の高い事業
	団体旅行事業の改革	への集中ならびに団体旅行支店の削減
		①人と人とが特定の趣味、嗜好で集う「クラブ」を
		基盤に、有料会員へのサブスクリプションサービ
	クラブツーリズム	ス等を展開する「新・クラブ 1000 事業」を開
	事業の拡大	始
		②「新・クラブ 1000 事業」による旅行事業のさ
		らなる成長
	㈱近畿日本ツーリス	(株) KNT-CTグローバルトラベル合併により国
	トコーポレートビジ	内外のMICE需要を深耕し、ハイブリッド型
	ネスによる法人旅行	
	事業の拡大	MICEなど新しいMICE運営等を開発 
コスト構造の見直し		①近畿日本ツーリスト地域会社の統合
		②希望退職の募集ならびに役員報酬および従業員給
		与の減額
		③旧来型システム廃止によるITコストの削減、
		その他諸経費の削減
		④海外拠点の縮小ほか
		④海外拠点の縮小ほか

#### 2. 資金調達の状況

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う資金不足に備えるため、令和2年5月に株式会社三菱UFJ銀行および株式会社三井住友銀行との間で総額300億円のコミットメントライン契約を締結いたしました。なお、当連結会計年度においては、コミットメントライン契約に基づく借入はありません。

#### 3. 設備投資の状況

- ① 当連結会計年度において完成した主な設備 該当事項はありません。
- ② 当連結会計年度において継続中の主な設備投資 国内旅行ダイナミック・パッケージシステムの開発
- **4. 事業の譲渡、合併、吸収分割または新設分割等の状況** 該当事項はありません。
- 5. 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況 該当事項はありません。

#### 6. 対処すべき課題

今後につきましては、変異ウイルスの感染拡大もあり、引き続き新型コロナウイルスの影響が懸念されますが、一方でワクチン接種が広がり、その効果が少しずつ表れてくることが 期待されます。

このような状況の下、当社グループは、当面なお新型コロナウイルス感染拡大の影響を強く受けるものと予想されますが、当社といたしましては、早期に債務超過の解消を図るとともに、中長期的な課題に重点を置き、中期経営計画の目標達成に邁進してまいります。

(1) 継続企業の前提に関する重要事象等の解消

当社は、当連結会計年度末現在において、96億54百万円の債務超過となっており、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせる事象等が存在しております。

このため、当社では、本年5月12日開催の取締役会において、親会社である近鉄グループホールディングス株式会社にA種種類株式を、当社の主要取引銀行である株式会社三菱UFJ銀行および株式会社三井住友銀行がそれぞれ資金拠出する合同会社あかりおよび合同会社まつかぜにB種種類株式をそれぞれ割り当て発行することを決議し、合計400億円の第三者割当増資を予定しております。本第三者割当増資は、来る6月16日開催予定の定時株主総会において承認可決されることを条件としておりますが、第三者割当増資に

よる資金調達が予定され、本年6月30日には債務超過が解消されること、令和3年度も引き続き(2)に記載の中期経営計画の目標達成に向けた事業構造改革を推進していくことから、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないと判断しております。

(2) 中期経営計画の目標達成に向けた事業構造改革の推進

当社グループにおきましては、中期経営計画の目標達成のため、まず、クラブツーリズム株式会社において、昨年12月に開始した「新・クラブ 1000 事業」を異業種との連携も視野に入れつつ深化してまいります。同事業では、人と人とが特定の趣味、嗜好で集う「クラブ」と呼ぶコミュニティを運営し、各クラブのメンバーに適合した価値ある講座や座談会、特別イベントを提供するコミュニティサービスを開始していますが、本年9月からさらに「クラブツーリズム・パス会員(仮称)」の募集を開始する予定であります。同会員は、会員限定ツアーや出発間際のツアー割引、バス旅行の座席エリア指定など様々なサブスクリプションサービスを受けることができますが、「新・クラブ 1000 事業」では、このようなクラブを1000、「クラブツーリズム・パス会員(仮称)」を100万人集めることを目標として、旅行業以外の新しい事業の確立を目指してまいります。同時に、この事業を通じて新しい顧客層を開拓し、旅行業のさらなる成長を図ってまいります。

次に、近畿日本ツーリストの個人旅行事業については、引き続き店舗の削減を進める一方で、全国約900社に及ぶ提携店との連携の下、近畿日本ツーリストダイナミックパッケージ等Web商品の販売に注力してまいります。販売に当たっては、従来店頭のTV電話システムを通じて行ってきた旅の専門家によるアドバイザリーサービス「旅のコンシェルジュ」を新たにWeb上で展開し、アバターによるリモート接客でOTA(オンライン専門旅行会社)等との差別化を図ってまいります。

近畿日本ツーリストの団体旅行事業につきましては、個人旅行事業と同様に事業のスリム化、効率化を図るかたわら、当社グループの強みである教育旅行事業、地域交流事業等の専門性の高い分野に注力してまいります。また、今後も成長の期待できる法人旅行事業につきましては、本年4月1日に株式会社近畿日本ツーリストコーポレートビジネスが株式会社KNT-CTグローバルトラベルを統合し、国内外のMICE需要にワンストップで対応できる体制を築きましたので、同社が中心となって、グループ全体の事業戦略を展開してまいります。

当社におきましては、以上の施策を着実に遂行し、コロナ禍収束後大きく飛躍できるよう事業構造の改革を進めるとともに、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に関わる準備を確実に進めてまいります。加えて、コンプライアンスの徹底、情報セキュリティ等リスク管理の強化、SDGsをはじめとする社会課題への貢献を強化し、企業価値向上に努めてまいりますので、株主の皆さまにおかれましては、今後とも何卒倍旧のご支援を賜りますようお願い申しあげます。

# 7. 財産および損益の状況の推移

年度区分	第81期 平成30年3月期	第82期 平成31年3月期	第83期 令和2年3月期	第84期 令和3年3月期 (当連結会計年度)
売 上 高	405,172 <sup>百万円</sup>	411,821 <sup>百万円</sup>	385,362 <sup>百万円</sup>	87,889 百万円
親会社株主に帰属 する当期純利益	1,412 百万円	1,279 百万円	△7,443 百万円	△28,456 百万円
1 株当たり当期純利益	51円71銭	46円81銭	△272円44銭	△1,041円50銭
総資産	130,416 <sup>百万円</sup>	141,479 <sup>百万円</sup>	90,630 百万円	62,817 百万円
純 資 産	25,304 百万円	26,950 百万円	18,425 <sup>百万円</sup>	△9,654 百万円

- (注) 1. 当社は、平成29年10月1日をもって普通株式10株を1株とする株式併合を行っております。なお、「1株当たり当期純利益」につきましては、当該株式併合が第81期の期首に行われたと仮定して記載しております。
  - 2. 第83期および第84期において親会社株主に帰属する当期純損失を計上した理由は、令和2年2月以降新型コロナウイルス感染症が国内外で拡大し、長期間に渡り旅行需要が消失したことに加えて、この影響に伴い、第83期においては、ソフトウエア等の減損損失を計上するとともに繰延税金資産の取り崩しを行い、第84期においては希望退職の募集に伴う損失等の事業構造改革関連費用とソフトウエア等の減損損失を計上したことによるものであります。

# 8. 重要な親会社および子会社の状況

(1) 親会社に関する事項

当社の親会社は近鉄グループホールディングス株式会社であり、同社は、同社の子会社が保有する当社株式(退職給付信託拠出分を含む。)を含め、17,987千株(議決権比率66.03%)の当社株式を保有しております。

- (2) 親会社との間の取引に関する事項
  - ① 取引の内容

当社グループと近鉄グループホールディングス株式会社との間には、同社のキャッシュマネジメントシステムへの資金の預入れおよびJR乗車券類の委託販売に関する同社による債務保証取引があります。

② 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項 取引に当たっては、当該取引の必要性、取引条件等に留意し、公正かつ適正に判断しております。

- ③ 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断およびその理由 当社の取締役会は、当該取引が第三者との通常の取引に照らし相当であると認められたことから、当社の利益を害さないと判断しております。
- (3) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主要な事業内容
クラブツーリズム株式会社	100 <sup>百万円</sup>	100 %	旅行業
株式会社近畿日本ツーリスト首都圏	100	100	旅行業
株式会社近畿日本ツーリスト コ ー ポ レ ー ト ビ ジ ネ ス	100	100	旅行業

(4) 特定完全子会社の状況 該当事項はありません。

# 9. 主要な事業内容(令和3年3月31日現在)

- ① 国内旅行および海外旅行に関する次の業務 クラブツーリズムの旅その他の個人旅行、団体旅行等の販売 乗車船券、航空券、宿泊券、入場券等の販売 海外航空券の卸売販売
- ② 訪日旅行に関する業務
- ③ その他 人材派遣業 旅行関連物品販売業 損害保険業(再保険業) 旅行関連サービス業 介護事業

# 10. 主要な営業所(令和3年3月31日現在)

(1) 当社

会 社 名	所 在 地	支店等の数
KNT-CTホールディングス株式会社	東京都新宿区	13 <sup>箇所</sup>
NITーCTホールティングス株式云社	宋尔邻利伯区	(前期比 ▲3)

### (2) 子会社

会社名	所 在 地	支店等の数
クラブツーリズム株式会社	東京都新宿区	50 <sup>箇所</sup>
	宋尔印利旧区	(前期比 ▲ 2)
株式会社近畿日本ツーリスト首都圏	東京都新宿区	45
体式会社延載ロ本ノーリスト自即国	宋尔即利伯区	(前期比 ▲38)
株 式 会 社 近 畿 日 本 ツ ー リ ス ト コ ー ポ レ ー ト ビ ジ ネ ス	 	8
コーポレートビジネス		(前期比 – )

(3) 事業構造改革等に伴い、当連結会計年度中にグループ全体で117箇所の旅行支店等を 閉鎖しております。(前期末の旅行支店等386箇所)

# 11. 従業員の状況(令和3年3月31日現在)

企業集団の従業員数

従 業 員 数	前期比
5,451名	1,517名減

(注) 事業構造改革に伴う希望退職の募集により、1,383名が令和3年3月31日付で退職いたしました。

# Ⅱ 会社の株式に関する事項(令和3年3月31日現在)

発行可能株式総数
 38,000,000株
 発行済株式の総数
 27,331,013株

3. 株 主 数 17,579名 (前期比 3,354名増)

4. 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
近鉄グループホールディングス株式会社	14,632 <sup>千株</sup>	53.56 %
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (近畿日本鉄道株式会社退職給付信託口)	1,900	6.95
近鉄バス株式会社	479	1.76
株式会社日本政策投資銀行	390	1.43
株式会社箱根高原ホテル	380	1.39
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	281	1.03
株式会社近鉄エクスプレス	265	0.97
株式会社近鉄百貨店	263	0.96
	162	0.60
株式会社日本カストディ銀行(信託口5)	156	0.57

<sup>(</sup>注) 持株比率は、自己株式 (8,451株) を控除して算出しております。

# 5. **当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況** 該当事項はありません。

# **6. その他株式に関する重要な事項** 該当事項はありません。

Ⅲ 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

# IV 会社役員に関する事項

# 1. 取締役および監査役の状況(令和3年3月31日現在)

地位	B	1	4	3	担	当	重要な兼職の状況
代表取締役社長	米	$\blacksquare$	昭	正			クラブツーリズム株式会社代表取締役
代表取締役専務	小	Ш	佳	延	社長室担	当	
代表取締役専務	Ξ	宅	貞	行	経理部担	当	
常務取締役	西	本	伸	_	総務広報 査部担当		
常務取締役	瓜	生	修	_	T 企 i   当、グル   業戦略本	/一プ事 :部長	
取 締 役	篠	$\blacksquare$		学	グルーフ略本部副	"事業戦 川本部長	
取締役	髙	浦	雅	彦			株式会社近畿日本ツーリストコーポレート ビジネス代表取締役社長、 株式会社KNT-CTグローバルトラベル 代表取締役社長
取 締 役	酒	井		博			クラブツーリズム株式会社代表取締役社長
取締役	小	林	哲	也			近鉄グループホールディングス株式会社 代表取締役会長グループCEO、 株式会社近鉄百貨店取締役、 株式会社近鉄エクスプレス取締役(社外)、 株式会社きんえい取締役、 関西電力株式会社取締役(社外)
取締役	髙	橋		洋			株式会社日本経済研究所代表取締役社長、 飯野海運株式会社監査役(社外)
取締役	堀		泰	則			KNT-CTパートナーズ会会長、 株式会社ひだホテルプラザ代表取締役会長
監査役(常勤)	米	$\blacksquare$	宗	弘			
監査役(常勤)	今	井	克	彦			
監 査 役	河	崎	雄	亮			公認会計士、 株式会社近鉄エクスプレス監査役(社外)、 神鋼鋼線工業株式会社監査役(社外)
監査役	若	松	敬	之			近鉄不動産株式会社監査役

- (注) 1. 取締役髙橋 洋および同堀 泰則は、社外取締役であります。
  - 2. 監査役米田宗弘、同河崎雄亮および同若松敬之は、社外監査役であります。なお、社外監査役が法令に定める員数を欠くこととなる場合に備え、補欠監査役として藤原隆が選任されております。
  - 3. 取締役髙橋 洋、同堀 泰則および監査役河崎雄亮につきましては、東京証券取引 所に対し独立役員として届け出ております。
  - 4. 監査役河崎雄亮は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有する監査役であります。
  - 5. 役員の地位の異動は、次のとおりであります。

令和2年6月17日

氏	名	新	В
小 L	山 佳 延	代表取締役専務	常務取締役
Ξ 5	电 貞 行	代表取締役専務	(就任)
西 2	本 伸 一	常務取締役	取締役
瓜生	生修 一	常務取締役	取締役
酒力	中 博	取 締 役	(就任)

なお、同日、代表取締役会長丸山隆司、常務取締役中村哲夫および同田ヶ原聡は、任期満了により退任いたしました。

6. 役員の担当の異動は、次のとおりであります。

令和2年6月17日

Е	E	ź	3	新	ΙΒ
米	$\blacksquare$	昭	正	_	経営戦略部担当
小八	Ш	佳	延	社長室担当	_
西	本	伸	_	総務広報部・監査部担当	監査部担当、総務広報部長
瓜	生	修	_	────────────────────────────────────	ⅠT企画部担当、グループ 事業推進本部長
篠	$\blacksquare$		学	グループ事業戦略本部副本 部長	グループ事業推進本部副本 部長
髙	浦	雅	彦	-	グループ事業推進本部訪日 旅行部長

## 2. 責任限定契約の内容の概要(令和3年3月31日現在)

当社は、会社法第427条第1項および定款の規定に基づき、取締役髙橋 洋、同堀 泰則 および監査役河崎雄亮との間で同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

# 3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要(令和3年3月31日現在)

当社は、当社、クラブツーリズム株式会社および株式会社クラブツーリズム・スペースツアーズの取締役、監査役および執行役員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、費用は当社が全額負担しております。当該保険契約は、会社の役員としての業務につき行った行為に起因して被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害や被保険者が会社に対して法律上の損害賠償責任を負担する場合に被る損害等を填補することとしております。ただし、被保険者の故意、違法な私的利益供与、犯罪行為等による賠償責任については填補の対象としない旨の免責条項が付されております。

# 4. 会社役員の報酬等に関する事項

(1) 取締役および監査役の報酬等の総額

<b>小吕区</b> 人	報酬等の	報酬等の種	 対象となる	
役員区分	総 額	固定報酬	業績連動報酬	役員の員数
取締役 (うち社外取締役)	80(7) 百万円	52(7) <sup>百万円</sup>	28(一) 百万円	14(2) <sup>名</sup>
<u>監査役 (うち社外監査役)</u>	24(15)	24(15)	-(-)	4(3)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
  - 2. 取締役および監査役の人数ならびに報酬等の額には、令和2年6月17日付で退任した取締役3名が含まれております。
- (2) 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬の額は、平成11年3月30日開催の定時株主総会において、月額報酬総額18,000千円以内(使用人兼務取締役の使用人給与は含まない。)と決議されております。 当該定時株主総会後の取締役の員数は、17名であります。

また、監査役の報酬の額は、平成7年3月30日開催の定時株主総会において、月額報酬総額4,500千円以内と決議されております。当該定時株主総会後の監査役の員数は、3名であります。

### (3) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

① 方針の決定方法

当社の取締役会は、独立社外取締役および独立社外監査役が過半数を占める人事・報酬諮問委員会(令和元年5月10日開催)に諮問し同意を得たうえ、令和元年6月19日に取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針(以下「取締役の報酬制度」という。)を決議いたしました。

### ② 取締役の報酬制度の概要

### ア.常勤取締役

報酬は月次の金銭報酬のみで、固定報酬および業績連動報酬からなります。両報酬の構成割合は、50%ずつを基準としております。

### a. 固定報酬

取締役の役職に応じて決定しており、使用人兼務役員の使用人分給与を含みます。

### b. 業績連動報酬

業績連動報酬は、連結業績の向上に向けたインセンティブを働かせるため、連結 営業利益および親会社株主に帰属する当期純利益を業績指標とし、業績連動報酬の 基準額(固定報酬と同額)に、上記の指標に応じた乗数を乗じて業績連動報酬を算 定しています。なお、株主に対する配当を実施するまで業績連動報酬の増額は行わ ないこととしております。

当連結会計年度の業績連動報酬算定の基礎とした第83期(令和2年3月期)の連結営業損益および親会社株主に帰属する当期純損益は、以下のとおりであります。

連 結 営 業 損 失 1,608百万円 親会社株主に帰属する当期純損失 7,443百万円

このほか、中長期の業績向上に向けたインセンティブを働かせるため、常勤取締役は、職位に応じた金銭を自ら拠出して当社株式のるいとう(累積投資制度)に投資することとしております。

# イ.非常勤取締役(子会社の常勤取締役)

子会社の業績連動報酬を別途子会社から収受することから、報酬は月次の金銭報酬のみで、固定報酬のみであります。

## ウ.その他の非常勤取締役

報酬は月次の金銭報酬のみで、固定報酬のみであります。

③ 取締役の個人別の報酬決定について

当社の取締役会は、取締役社長が各取締役の会社業績への貢献、執務状況等を評価するのが最も適任であると判断し、取締役社長に対して、人事・報酬諮問委員会の同意を得ることを条件に、取締役の個人別の報酬を②により算定した基準額の上下20%の範囲内で増減する権限を委任しております。当連結会計年度においては、代表取締役社長米田昭正がこの権限に基づき、各人別の報酬の決定を行っております。

(4) 監査役の報酬

監査役の報酬は、監査役の協議により定めております。

(5) 役員報酬の減額等について

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う業績の大幅な悪化に対する責任を明確にするため、常勤取締役および常勤監査役は、令和2年4月から6月まで報酬の一部を自主返納し、令和2年7月から令和3年6月までの報酬の減額改定を行っております。また、非常勤取締役および非常勤監査役についても同様に令和3年1月から6月までの報酬の減額改定を行っております。なお、人事・報酬諮問委員会は、これらの報酬減額等について同意しております。

(6) 取締役の個人別の報酬の内容が取締役の報酬制度に沿うものであると取締役会が判断した理由

当連結会計年度の取締役の個人別の報酬は、取締役会の定めた方針に従い、人事・報酬諮問委員会の同意の下、取締役社長が上記(3)③の権限に基づき決定しておりますので、その内容は、取締役の報酬制度に沿うものであると判断しております。

# 5. 社外役員に関する事項(令和3年3月31日現在)

(1) 当社と重要な兼職先との関係

堀 泰則が会長を務めるKNT-CTパートナーズ会は、当社と旅客あっ旋等について協定を締結した宿泊機関、運輸機関および観光施設で構成する団体であり、当社グループと同団体との間には、旅客誘致等に関する協力関係があります。

河崎雄亮が社外監査役を務める株式会社近鉄エクスプレスは、当社の親会社である近鉄 グループホールディングス株式会社の関連会社であり、当社グループと同社子会社の株式 会社近鉄ロジスティクス・システムズとの間には、貨物運送等の取引関係があります。

上記のほか、当社と当社の社外取締役および社外監査役の重要な兼職先との間に記載すべき関係はありません。

# (2) 当事業年度における主な活動状況および役割

Σ	<u> </u>	}		氏	名		主な活動状況および役割
To.	<i>u</i> ÷-	ζП,	髙	橋		洋	開催した取締役会12回中12回に出席し、経済人としての豊富な経験に基づき、議案の審議に必要な発言を適宜行い、業務執行に対する監督、助言等社外取締役としての役割を適切に果たしております。 また、人事・報酬諮問委員会委員を務め、取締役の人事・報酬について取締役会等に答申するにあたり重要な役割を果たしております。
取	締	役	堀		泰	則	開催した取締役会12回中12回に出席し、経済人としての豊富な経験に基づき、議案の審議に必要な発言を適宜行い、業務執行に対する監督、助言等社外取締役としての役割を適切に果たしております。また、人事・報酬諮問委員会委員を務め、取締役の人事・報酬について取締役会等に答申するにあたり重要な役割を果たしております。
			米	Ш	宗	弘	開催した取締役会12回中12回、監査役会13回中13回に出席し、ホテル・レジャー事業等の経営に関する豊富な経験に基づき、質問、意見等の発言を適宜行うとともに、常勤監査役として、他の監査役と緊密な情報交換を行い、取締役の業務執行を監査しました。
監	查	役	河	崎	雄	亮	開催した取締役会12回中12回、監査役会13回中13回に出席し、公認会計士としての専門的立場から、質問、意見等の発言を適宜行いました。また、人事・報酬諮問委員会委員を務め、取締役の人事・報酬について取締役会等に答申するにあたり重要な役割を果たしております。
			若	松	敬	之	開催した取締役会12回中12回、監査役会13回中13 回に出席し、総務・監査業務に関する幅広い知識と経 験に基づき、質問、意見等の発言を適宜行いました。

(3) 当社の親会社または当社親会社の子会社(当社を除く。)から受けた役員としての報酬等の額

8百万円

# V 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

124百万円

3. 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

140百万円

(注) 当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に 基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記 の金額にはこれらの合計額を記載しております。

## 4. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人から監査計画および監査報酬の見積りを受領し、その内容に関して前年度の監査実績の分析・評価結果との整合性を確認し、総合的に判断した結果、妥当と認めました。

5. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

6. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事項のいずれかに該当する と判断した場合には、会計監査人を解任する方針です。また、会計監査人の職務の遂行の状 況その他の事情を勘案して、必要と認められる場合には、株主総会における会計監査人の解 任または不再任に関する議案の内容の決定を行う方針です。

<sup>(</sup>注) 本事業報告に記載の金額は表示単位未満を切り捨て、比率等は表示桁未満を四捨五入して表示しております。

# 連結貸借対照表

(令和3年3月31日現在)

資 産 の	部	負債および純資施	産の部
科目	金額	科目	金額
	百万円		百万円
流 動 資 産	51,148	流動負債	68,344
現 金 及 び 預 金	12,764	営 業 未 払 金	11,515
預 け 金	11,520	未 払 金	7,402
受取手形及び営業未収金	16,885	未払法人税等	225
商品	12	預 り 金	12,556
貯 蔵 品	102	旅 行 券 等	17,684
前 払 費 用	989	旅行前受金	17,023 337
旅行前払金	5,815	賞 与 引 当 金	1,598
為 替 予 約	0	そ の 他 <b>固 定 負 債</b>	4,127
そ の 他	3,090	<b>一种 一种 一种 一种 一种 一种 一种 一种</b>	1,215
貸倒引当金	△ 34	旅行券等引換引当金	913
固定資産	11,669	そ の 他	1,998
有 形 固 定 資 産	257	負 債 合 計	72,471
建物	103	株主資本	△11,618
土 地	135	資 本 金	8,041
そ の 他	17	資本剰余金	7,204
無形固定資産	53	利益剰余金	△26,851
ソフトウエア	33	自己株式	△ 13
そ の 他	19		
投資その他の資産	11,358	その他の包括利益累計額	1,926
投 資 有 価 証 券	4,478	その他有価証券評価差額金	1,205
差入保証金	4,104	為替換算調整勘定	263
退職給付に係る資産	1,956	退職給付に係る調整累計額	457
そ の 他	1,199	非 支 配 株 主 持 分	37
貸倒引当金	△ 380	純 資 産 合 計	△ 9,654
<b>資産合計</b>	62,817	負債および純資産合計	62,817

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(令和 2 年 4 月 1 日から) 令和 3 年 3 月31日まで)

科    目		金	額
		百万円	百万円
売 上 高			87,889
売     上     原     価       売     上     総     利     益			65,916
売 上 総 利 益			21,972
販売費及び一般管理費			49,054
営 業 損 失			27,082
営 業 外 収 益			
受 取 利	息	111	
受 取 配 当	金	66	
為	益	357	
助成金収	入	9,731	
その	他	202	10,468
営 業 外 費 用			
支    払    利	息	61	
支 払 手 数	料	31	
持分法による投資損	失	8	
その	他	10	113
経 常 損 失			16,727
特 別 利 益			
投資有価証券売却	益	132	132
特 別 損 失			
事業構造改革関連費		7,189	
減    損    損	失	3,649	
臨 時 休 業 に よ る 損	失	232	
固 定 資 産 除 却	損	4	
その	他	4	11,080
税金等調整前当期純損			27,674
法人税、住民税及び事業			55
法 人 税 等 調 整	額		749
当 期 純 損	失		28,479
非支配株主に帰属する当期純抗			23
親会社株主に帰属する当期純抗	員失		28,456

<sup>(</sup>注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(令和3年3月31日現在)

資産の	部	負債および純資	 産の部
科目	金額	科目	金額
流 動 童 童 童 童 童 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五	查 百万円 <b>28,353</b> 1,962 11,520 2,869 39 288 6,258 5,318 3,888 0 56 △ 3,850	流 動 会 動 会 が 動 会 が が が が が の を が が の を が が の を が の を が の の の の の の の の の の の の の	百万円 <b>43,279</b> 9,150 4,630 15 104 11,413 17,684 13 265 <b>7,351</b> 517 883
固 定 資 産 有 形 固 定 資 産 建 物	<b>12,111 158</b> 81	関係会社事業損失引当金 その他固定負債 <b>負債合計</b>	4,154 1,796 <b>50,630</b>
() 品地 ア定権 券式金等金 () 日本	11 65 <b>703</b> 638 65 0 <b>11,249</b> 4,275 5,639 4,112 1,073 △ 3,850	株 章本 章本 章 章 章 章 章 章 章 章 で 一 を 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金 金	△11,337 8,041 9,517 7,957 1,560 △28,882 △28,882 △28,882 △13 1,171 1,171 △10,165
資産合計	40,465	負債および純資産合計	40,465

<sup>(</sup>注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(令和 2 年 4 月 1 日から) (令和 3 年 3 月31日まで)

	科目		金	額
			百万円	百万円
売	上	3		9,973
販	売費及び一般管理費	ŧ		9,062
営	業利益	<b>±</b>		910
営	業 外 収 益	±		
	受取利息及び配当	金	230	
	助 成 金 収	入	137	
	為善養	益	118	
	雑 収	入	60	546
営	業外費用	Ħ		
	支 払 利	息	108	
	支 払 手 数	料	31	
	雑    損	失	11	151
経	常利益	<b>±</b>		1,305
特	別利	<b>±</b>		
	投資有価証券売却	」益	132	132
特	別損			
	関係会社株式評価	〕損	11,450	
	関係会社貸倒引当金繰力	入 額	7,579	
	関係会社事業損失引当金繰		4,154	
	事業構造改革関連費	<b></b> 用	568	23,754
税	引前当期純損	失		22,315
法	人 税、 住 民 税 及 び 事 美	<b>養税</b>		153
法	人 税 等 調 整	額		309
当	期純損	失		22,779

<sup>(</sup>注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

### 独立監査人の監査報告書

令和3年5月12日

KNT-CTホールディングス株式会社 取締役会 御中

> 有限責任 あずさ監査法人 東京事務所

業務執行計員

指定有限責任社員 公認会計十 宮 木 直 哉 業務執行社員 指定有限責任社員 公認会計士 和 田 安 弘

指定有限責任社員

公認会計士 清 水 俊 直 業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、KNT-CTホールディングス株式会社の令和2 年4月1日から令和3年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損 益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準 拠して、KNT – CTホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の 基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監 査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、 監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切 な監査証拠を入手したと判断している。

### 強調事項

連結注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は令和3年5月12日開催の取締 役会において、第三者割当によりA種種類株式及びB種種類株式を発行することを決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を 作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作 成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企 業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視する ことにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重 要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書 類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又 は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があ ると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した 監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎 となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの 合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査 証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が 認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告 書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の 注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。 監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企 業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

### 独立監査人の監査報告書

令和3年5月12日

KNT-CTホールディングス株式会社 取締役会 御中

> 有限責任 あずさ監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 宮 木 直 哉 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 和 田 安 弘 業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 清 水 俊 直 (ED) 業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、KNT-CTホールディングス株式会社の 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第84期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益 計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)につ いて監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠 して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているも のと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の 基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査 法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのそ の他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手 したと判断している。

### 強調事項

個別注記表の重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は令和3年5月12日開催の取締 役会において、第三者割当によりA種種類株式及びB種種類株式を発行することを決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作 成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し 適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切で あるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に 関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視する ことにある。

計算書類等の監査における監査人の責任 監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要 な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に 対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集 計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判 断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した 監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎 となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、 リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を 検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの 合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監 査 報 告 書

当監査役会は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第84期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

名監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制(内部統制総会入おり、必要に応じて子会社については、子会社の取締役会と意思するともに、有力を監査といる事業の報告を受けました。ことの方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、随時会計監査人から監査に関する報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、合意をといるとの事業を受けるときに、必要に応じて説明を求めました。

計監査人からその職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制を企業会計審議会が定める 「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表)およびその附属明細書ならびに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている親会社との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項および当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断およびその理由について、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果
- 会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果 会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

令和3年5月12日

 KNT-CTホールディングス株式会社
 監査役会

 監査役(常勤)
 米 田 宗 弘 印

 監査役(常勤)
 今 井 克 彦 印

 監査役
 河 崎 雄 亮 印

 監査役
 若 松 敬 之 印

(注) 監査役米田宗弘、同河崎雄亮および同若松敬之は、社外監査役であります。

以上

$\langle \times \rangle$	Ŧ	欄〉				

$\langle \times \rangle$	Ŧ	欄〉				

\X	Ŧ	欄〉				

\X	Ŧ	欄〉				

$\langle \times \rangle$	Ŧ	欄〉				

$\langle X \rangle$	Ŧ	欄〉				

# 新型コロナウイルス感染拡大防止について

第84回定時株主総会における新型コロナウイルス感染拡大防止に関し、以下のとおりご案内いたします。

# 【株主さまへのお願い】

- ・感染拡大防止のため、本年は株主総会当日のご来場は極力お控えいただき、書面またはインターネットによる議決権を行使いただくようお願い申しあげます。
- ・ご出席される場合には、マスクの着用、検温およびアルコール消毒液の使用にご協力をお願いいたします。ご協力いただけない株主さまはご入場をお断りさせていただく場合がございます。
- ・所要時間の短縮に取り組みますので、ご協力をお願いいたします。

# 【当社の対応について】

- ・会場において、例年より間隔を広げた座席配置といたします。
- ・受付付近で株主さまの体温を確認し、発熱や体調不良の株主さまはご入場をお 断りさせていただく場合がございます。
- ・会場内複数箇所に、アルコール消毒液を設置いたします。
- ・株主総会に出席する役員、事務局係員、会場係員はマスクを着用いたします。
- ・報告事項に関するスライド資料につきましては、令和3年6月14日から当社ウェブサイトに掲載する予定です。
- ・株主総会当日までの状況により上記対応を変更する場合は、当社ウェブサイト に掲載いたしますので、ご了承くださいますようお願い申しあげます。

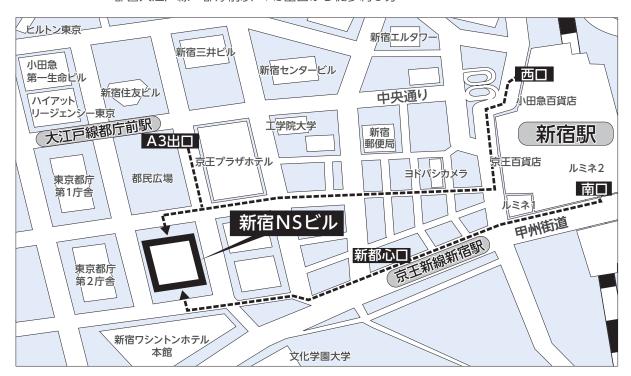
当社ウェブサイト (株主総会情報)

https://www.kntcthd.co.jp/ir/soukai.html

KNT-CTホールディングス株式会社

# 株主総会会場ご案内図

- 会場東京都新宿区西新宿二丁目4番1号 新宿NSビル30階NSスカイカンファレンス ホールA・B
- **交 通** JR線・京王線・小田急線・東京メトロ丸ノ内線 新宿駅 南□・西□から徒歩約10分 京王新線 新宿駅 新都心□から徒歩約7分 都営大江戸線 都庁前駅 A3出□から徒歩約3分



# 新型コロナウイルス感染拡大に伴うお願い

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主総会へのご出席を検討されている株主さまにおかれましては、当日の流行状況やご自身の体調を十分にご確認のうえ、マスクの着用など感染予防に最大限ご配慮くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会会場において株主さまの安全確保および感染拡大防止のために必要な措置を講じ させていただく場合もありますので、ご協力のほどよろしくお願い申しあげます。